

平成十年三月

蟹江町歴史民俗資料館

年報  
第十八冊

## 目

## 次

一、「沿革誌」より	1
二、事業概要	2
三、資料の収集・保管	3
四、展示	11
五、調査研究	14
六、情報提供	16
七、教育普及	17
八、庶務報告	43
九、文化財保護	44

蟹江町歴史民俗資料館特別展示  
「須成祭稚児衣裳」展



天王詣り

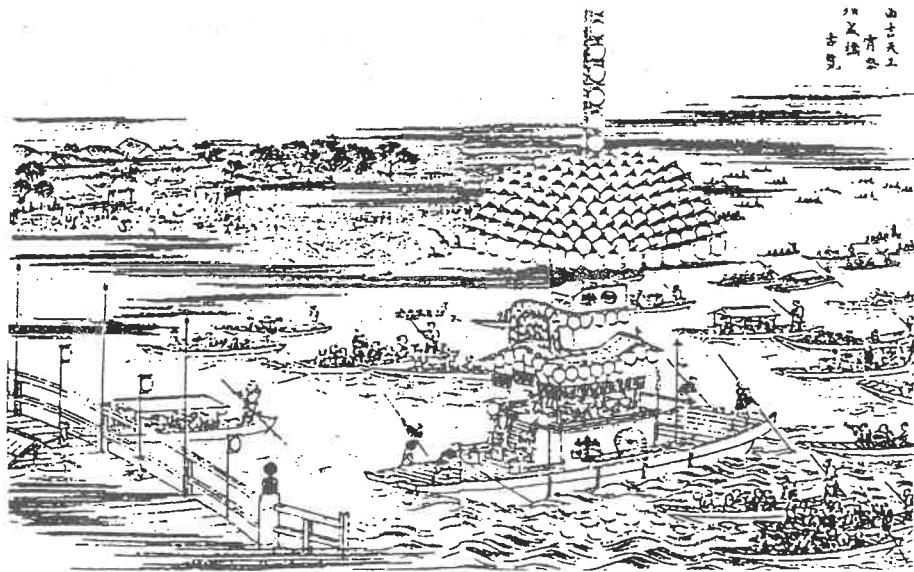
期 間 平成8年7月21日（日）～8月25日（日）午後1時まで

場 所 蟹江町歴史民俗資料館 1階 展示室

蟹江町大字今字蟹江浦23 蟹江町産業文化会館内

（05679-）5-3812

主 催 蟹江町歴史民俗資料館



尾張名所図会附録

「富吉天王宵祭須成櫛古覽」

### ～開催にあたって～

富吉建速神社と八剣社の祭礼である須成祭は宵祭、朝祭が8月の第1土曜日と翌日曜日に行われ、美しい川祭りとして知られています。また、織田信長、豊臣秀吉がこの祭を後世に伝えるようにと命じたという説の歴史もあり、葭刈神事と朝祭・宵祭が県指定の、その他の14の祭事が町指定の無形民俗文化財に指定されています。

須成祭の稚児は、6人とされており、祭の3週間前の土曜日の稚児定めで決められます。稚児として選ばれる6人は正確にはそれぞれ、稚児2名（4～5才）、大鼓（なす）2名（6～7才）、太鼓（小太鼓）1名（9～10才）、楽（11～12才）の役名で、基本的に各家の長男がつとめます。

稚児に選ばれると各自で衣裳の用意をし、特に稚児や大鼓の役の稚児衣裳には豪華な刺繡が施され、その絵柄には稚児に選ばれた子供への思いが込められています。しかし、衣裳を各自で用意するためにはかなりの費用がかかるため、平成7年度より神社の敬神会所有の衣裳が使用されることとなり、各自で新しく衣裳を準備することはなくなりました。

今回の展示は、大正時代から平成6年までに製作された稚児衣裳に焦点を当て、製作年代をおって紹介するものです。

今回の展示にあたって、各所蔵者を始め関係者の方々に格別なるご協力を賜り、ここに厚く御礼申し上げます。

平成8年7月 蟹江町歴史民俗資料館

## ～須成祭について～

須成祭は、富吉建速神社と八劍社の祭礼で、8月の第1土曜日と日曜日に行われる宵祭と朝祭は優雅な川祭として多くの人々との目を楽しませてくれます。

この祭がいつごろ始まったかは定かではありませんが、昔この地の若者が芋の葉をかぶって深夜にそっと海を渡り、津島神社の御葭様を迎えたことに始まったと伝えられています。また、天文17年（1548）には織田信長が、社殿修復の際に「夏六の祭典退転これなき様に致すべく」と命じたといい、文禄年間（1592～1595）疫病流行のとき豊臣秀吉が米銭を献上し除疫を祈り徳永式部卿法印寿昌に「後世といえども祭事をゆるがせにするなけれ」と命じたという言い伝えがのこっています。

祭礼の内容は「葭刈の神事」と「車楽船の川祭」との2つの部分から成り立っており、葭刈・朝祭・宵祭が県指定の無形民俗文化財に、その他他の14の祭事が町指定無形民俗文化財に指定されています。最初に行われる祭事から最後の行われる祭事までの期間が約100日になることから昔から「100日祭」と呼ばれたり、祭り当日若者が娘の尻をつねって氣をひいたという事から「尻つねり祭」と呼ばれたりもしました。

## ～須成祭の稚児について～

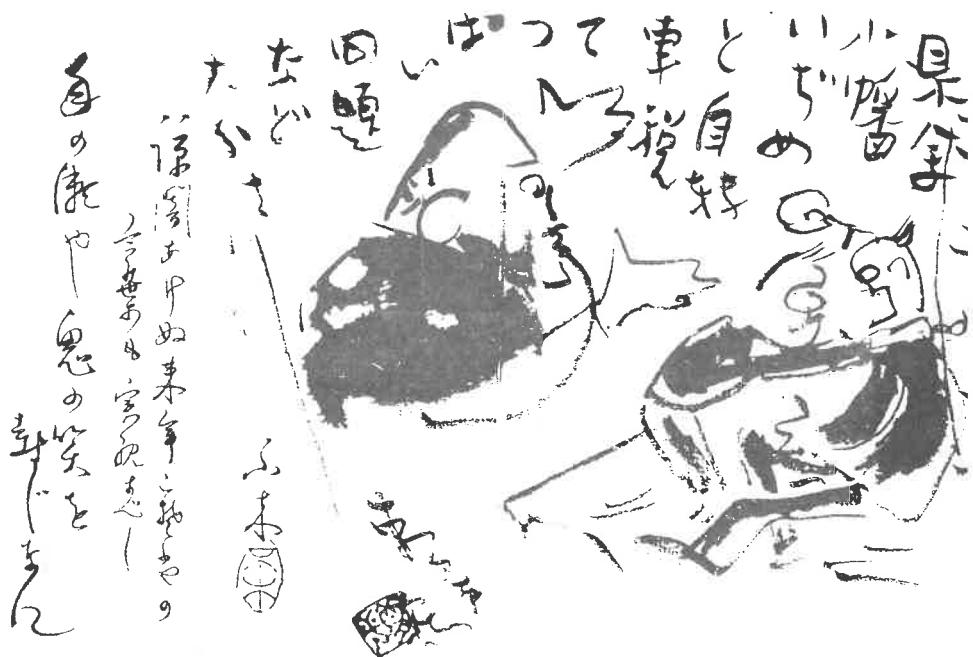
須成祭の稚児は、祭の3週間前の土曜日の稚児定めの行事で決められます。選ばれるのは6人で、その役割の内容は、稚児2名（1稚児、2稚児）、大鼓（鼓）2名（1なす、2なす）、太鼓（小太鼓）1名、楽（大太鼓）1名となっています。稚児は4～5才、大鼓は6～7才、太鼓は9～10才、楽は11～12才で、原則として須成在住の家庭の長男から、1人で2度あたらないように選出されます。それぞれ、稚児には8人、大鼓、太鼓、楽には6人の供のものがきます。

須成祭の稚児は祭囃子を奏し芸能に参加するという珍しい一面があります。稚児は稚児定めの1週間後の宿入り式で1度祭りばやしを奏し、その翌日から朝祭の3日前まで練習を重ね祭当日をむかえます。

祭の当日は宵祭の日の午後3時からの天王詣り、寺詣りをします。そして宵祭の乗船前に公民館で宿囃子を奏し、乗船後は船上で祭囃子を奏します。朝祭では公民館に集合すると乗船し、祭囃子を奏しながら天王橋に向かい、天王橋につくと神社拝殿で天王囃子を奏します。その後再び乗船し、少し船で戻ったところより上陸し、終了となり稚児は役目を終えます。

# 蟹江町歴史民俗資料館特別展

## 近代蟹江の群像展



小酒井不木 昭和2年浪越12ヶ月(館蔵)から

期間：平成8年10月27日（日）～11月24日（日）

場所：蟹江町歴史民俗資料館 企画展示室・第1・第2展示室

蟹江町大字今字蟹江浦23 蟹江町産業文化会館内

主催：蟹江町教育委員会・蟹江町歴史民俗資料館

## 特別展開催にあたって

明治時代は日本における近代世界の始まりの時代で、それまでの幕藩体制は崩壊し、西洋文化、思想が大いにもてはやされた時代でした。

いまままで当たり前であったことが、近代化の名のもとに、あることは否定され、また改革された時代でもありました。当時の国際的な情勢から必要とされたことで、一般の人々たちの中にはこの変化に戸惑い、不安を感じる者も多かった。それはまず中央から地方へと、次いで地方から中央へと何度も大きな波となって繰り返しひろがった。やがて明治中期になると、この混乱も落ち着き少しずつではあるが安定した近代社会の形成が行われるようになりました。

このような中で、明治22年蟹江町が誕生。近代蟹江の町政がスタートすることとなり、今日の蟹江町の母体となりました。

経済面では、鉄道の開通による物流の変化、銀行の開設、教育面では尋常小学校などの整備などが進み、海部郡（海東郡）第2の都市として政治・文化の中心的な役割をはたすようになりました。

今回の特別展は、近代に焦点をあて、その時代に各分野に活躍した人または、その時代に生まれ影響を受けた人から代表的な方を取り上げたもので、群像とは、”多くの人の姿” ”一つの絵の中に多くの人物をえがいたもの” とあり、展示の中で資料を通じ皆様へ関心を高めていただくことを目的に開催しました。

なお、今回の展示に対し、多くの方から資料及び情報の提供をいただき、また写真撮影などの協力を賜った方々に対しまして厚く御礼申し上げます。

平成8年10月

蟹江町歴史民俗資料館

## 1 明治初期の蟹江

蟹江町は、明治以前の村々（蟹江本町村、蟹江新町村、今村、須成村、蟹江新田、鍋蓋新田、西之森村、善太新田、西福田）が合併、成立した海部郡（当時海東郡）南部では最大の町である。

明治2（1869）年の藩籍奉還以後、今までたどってきた町制の移りかわりは、複雑で、特に明治21（1888）年の「市制町村制」の実施までのおよそ20年間の変化は、変転きわまりないものである。

まず、明治4年「戸籍法」の施行にともない、名古屋県下（現愛知県西部）の村々は90の区に分けられ、蟹江町関係の村々は、第85区と89区に属した。翌年には「大区小区制」へ移行、前時代的な庄屋等による村役人制を廃止し戸長制を導入、行政区の整備に着手した。

その後、明治9（1876）年の区制、明治11（1878）年の「郡区町村制」の導入を経て、明治17（1884）年の戸長役場区域の変更により、次第に行政区域の整備が行われていった。

## 2 蟹江町の成立

近代的な地方制度の確立に取り組む明治政府は、明治22年4月「市町村制」を公布した。体制の脆弱な小規模町村を合併により拡大・強化するためである。同年10月、これに呼応して愛知県が市町村制を施行。蟹江本町村、蟹江新町村、今村、西福田村の一部が合併して蟹江町が誕生した。

初代町長には蟹江次郎氏が就任し、新屋敷地内に設置された役場で町政が執り行われた。明治23年の調べによると総人口は、6,236人。半田、常滑などと並ぶ名邑であった。

その他の地区もそれぞれ須成村（1,616人）、西之森村（992人）、新蟹江村（1,871人）となり、それぞれ本格的な村政が開始された。

こうして成立した新しい町村は、以前の戸長制と比較し、県一郡の下に統轄された行政機構であると同時に、法律に基づいて自治体として明確に認められる事になった点が最も画期的であった。

しかし、そのためには、町村自体が独立して事業を行うに足りるだけの資力をもたねばならず、それを支えうる戸数人口を必要とするものであった。

## 3 町制の確立 - 明治39年の大合併 -

明治38（1905）年10月愛知県は訓令を発して、全国でも屈指の小規模町村の多い実情を指摘して、それらの大合併の方針を打ち出した。

そして、町村合併要領を示し、合併後の町村は戸数1000、人口5000を標準とし、それに基づいて県としての合併案を提示するに至った。

この県の強力な指導とともに、町村側にも次第に町村事が増加するにともない財政負担が過重になりつつあった事情により、多くの町村が短期間に合併をおこなった。